

15 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- ・ 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書
- ・ 消費税10%への増税中止を求める意見書
- ・ 米価暴落から生産者を守るために緊急対策の実施を求める意見書
- ・ 住民の命と安全を置き去りにした川内原発の再稼働をやめるよう求める意見書
- ・ 辺野古沖への新基地建設の中止を求める意見書

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書（案）

7月1日、政府は、ついに集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行うという暴挙に出た。

集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。

これまで政府は、憲法9条解釈の帰結として、集団的自衛権の行使は認められないことを、長年にわたって繰り返し表明してきた。集団的自衛権の行使を容認することは、憲法9条2項が

禁止する「交戦権の行使」に当たることは明白であり、憲法解釈の転換は許されない。

まして、このような問題を、国民にも諮らず、法的な手続きにもよらず、憲法遵守義務のある内閣がおこなったことは、立憲主義の否定であり、あってはならないことである。

よって政府は、憲法9条を空洞化し、立憲主義を否定する今回の閣議決定を撤回し、集団的自衛権行使容認に向けた法改正は中止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

消費税10%への増税中止を求める意見書

安倍内閣は、9月に発表した月例経済報告で、政府の景気判断を5カ月ぶりに下方修正し、4月に消費税を増税したあとの落ち込みが長引いていることを認めた。

景気落ち込みの原因は反動減が回復していないことや悪天候だけではなく、「アベノミクス」による金融緩和と円安で、消費者物価が上昇し、収入の目減りが続いていることにも起因している。また毎月勤労統計で見た勤労者世帯の実質賃金は、増税前から13カ月連続のマイナスであり、すでに「悪循環の危険水域」にはいっていると云々をえない。こうした中、消費税の

短期間での相次ぐ増税は、小売業などの町の中小企業にも大きな負担を強いるものであり、加えて、そのこと自体が消費を萎縮させていることは明らかである。

そもそも消費税という税制自体が、所得が低い人ほど重くのしかかる逆進性の高い不公平税制と言わなければならない。しかも国は、消費増税は社会保障のためと言いながら、この間、年金給付を引き下げ、医療・介護制度は改悪に次ぐ改悪を行ってきた。このことを見れば、社会保障のためだというのは偽りだったことは明らかである。

ここでさらなる増税を行えば、日本経済がますます悪化することは明らかであり、今行すべきは、増税中止の決断である。

よって政府は、来年10月の消費税10%への増

税中止を決断すべきである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

米価暴落から生産者を守るために緊急対策の実施を求める意見書

2014年産米の概算金は、一部の銘柄米を除き、全国的に60キロあたり1万円を割り込み、全国の米生産者に衝撃を与えている。埼玉県では、全国のなかでも最大の下落幅となり、昨年と比べて4,000円あまりも下落している。60キロあたりの概算金は「彩のかがやき」が7,000円、「彩のきずな」が6,700円などと生産にかかる費用の半分にも満たない状況である。県内の米作農家からは「経費すらまかなえず、生活が成り立たない」「来年の作付けの見通しが立たない」などと悲痛な声があがっている。

政府は、この間一貫して「価格に影響する需給調整はできない」と米価の下落を放置してきた。そのような市場原理に主食のコメの価格を委ねるやり方が、結局は日本の農業を根底から

破壊してきたといえる。今回の米価暴落によって、大規模農家を含め離農が相次ぎ、地域営農の維持をますます困難にすることは明らかである。このことは、国の食料自給率のいっそうの低下をもたらしかねず、我が国の重大事態である。

よって、国においては、米生産者を守るために以下の緊急対策を実施するよう強く求める。

- 一、政府として余剰米の買い取りをはじめ、コメに対する需給調整にただちに乗り出すこと
 - 一、今年度の直接支払い交付金の半減措置を撤回し、生産者の経営安定対策をとること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

住民の命と安全を置き去りにした川内原発の再稼働をやめるよう求める意見書

原子力規制委員会は9月10日、九州電力川内原発1、2号機について、再稼働の前提となる新規制基準に「適合している」とする審査書を決定した。これを受け政府は「判断を尊重し、再稼働を進める」として川内原発の再稼働に突き進んでいる。

しかし、事故から3年半たった今も福島第一原発では、事故原因は究明されず、汚染水漏れなどが深刻化し、事故収束の見通しは全く立っていない。また、避難生活の長期化のなかで避難者の生活も限界となっている。これらの事実は、いったん原発事故がおこればその被害は長期にわたって甚大なものとなり、人類と原発は

両立できないことを示している。原発はただちに廃炉にすべきであり、原発の再稼働を強行することは決して許されない。

今回の審査は、福島第一原発事故の教訓が反映されておらず、安全が担保されたものとは到底いえない。また、重大事故対策、地震や火山、住民の避難計画などの審査はきわめて不十分であり、住民の命と安全を置き去りにしたものと言わざるをえない。

よって、国においては、川内原発の再稼働をやめるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

辺野古沖への新基地建設の中止を求める意見書

政府は沖縄県知事の埋め立て承認をうけて、米軍普天間基地の名護市辺野古移設に向けた海底ボウリング調査を強行した。

8月に行われた地元紙などの県民世論調査では、「移設作業は中止すべきだ」が8割に上り、「知事は埋め立て承認判断を取り消し、計画そのものをやめさせるべきだ」が過半数となった。「辺野古に新基地を造らせない」との声が「オール沖縄」の世論となっていることは明らかである。

辺野古沖への米軍新基地建設が争点となった9月の名護市議選でも、新基地建設反対派が過半数の議席を占め、1月の名護市長選に続き「新基地建設ノー」の民意が示された。地元の民意

を無視して巨大な最新鋭基地を強権的に押し付けるなどというのは、民主主義国家ならば決して許されるものではない。

加えて、辺野古沖はジュゴンの餌である海草（うみくさ）藻場が沖縄で最も多く、豊かなサンゴ礁が存在する極めて貴重な海域である。新基地建設による自然破壊に対し、埼玉県民からも多くの不安の声が上がっている。

よって、国においては、貴重な自然環境を破壊し、巨大な最新鋭基地の固定化とさらなる基地負担強化につながる辺野古沖への新基地建設を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。